

欧米主要国における個人貯蓄とその優遇策

〔要　　旨〕

1. 欧米主要国では個人貯蓄を主要な資金源とする専門金融機関が古くから発達し、また預金勘定の面においても法人預金や個人の大口定期預金とは別に個人の零細な預金を対象とする「貯蓄預金」などの勘定があって、これらが金融機構のなかに定着している。また国債の一部は、小口で大衆に受け入れられやすい貯蓄国債の形で発行されており、これが個人にとって魅力ある金融資産となっている場合も多い。
2. このように欧米主要国において、個人貯蓄を対象とした金融機関や金融資産が金融機構のなかに定着しているのは、個人貯蓄の特殊な性格に由来するところが大きい。すなわち、個人貯蓄は企業預金に比し零細ではあるが安定した資金であるので金融機関にとっては長期の運用が可能であり、したがって高利の住宅ローンや、運用のためのコストが安い国債などに運用されることが多い。このため、個人貯蓄を対象とする金融資産の金利は、一般的の定期預金などに比べ比較的有利な取扱いを受けてきた。
3. 歐州では、個人貯蓄に対し財政面からも各種の優遇措置が講じられてきたが、とくに近年国民福祉の向上が重視されつつあるなかで物価上昇が続くといった背景もあり、財政面の優遇措置が強化されつつある。財政面の優遇措置には少額貯蓄非課税制度のような税制によるものほか、とくに近年、西ドイツの財産形成制度やフランスの住宅預金制度にみられるように、ある条件に適合した貯蓄については、財政資金による割増金等のプレミアムを給付して国民の財産形成を促進する制度が整備されてきている。
4. 最近、個人貯蓄を取り巻く環境はいろいろな意味で変化を示しつつある。すなわち、欧米主要国においては、1960年代後半以降金利自由化が進展したうえに、昨年来、一般金利水準が大幅に上昇した結果、大口の定期預金についてはかなり高い金利が付される傾向があり、従来の個人貯蓄優位の金利体系に変化が生じてきた。また、近年各国において、金融機関業務の多様化ないしは相互乗り入れの動きが目だつようになり、貯蓄金融機関独自の性格がある程度希薄になるという側面が出てきたことも否めない。しかし、こうした環境変化のなかにあって、各国とも国民福祉の向上を図るとともに、インフレから個人貯蓄を守るという態度を貫いており、そういう観点から個人貯蓄に対する各種の優遇措置を強化する姿勢を示している点は注目される。

本稿では、このような個人貯蓄の取扱いやその優遇策について、米国、英国、西ドイツ、フランスにおける実情を取りまとめ紹介することとした。

〔目 次〕

1. 欧米主要国における個人貯蓄取扱いの現状
 - (1) 米 国
 - (2) 英 国
 - (3) 西 ドイツ
 - (4) フランス
2. 個人貯蓄金利の特徴
 - (1) 貯蓄預金金利の取扱い方
 - イ. 米国、西ドイツ、フランスの預金金利
3. 口. 英国の預金金利
ハ. 貯蓄国債の金利
4. (2) 金利自由化後の変化
5. 財政面からの優遇措置
 - (1) 税制上の優遇措置
 - (2) 西ドイツの貯蓄優遇制度
 - (3) フランスの住宅預金制度
6. 4. 最近における個人貯蓄環境の変化

1. 欧米主要国における個人貯蓄取扱いの現状

欧米主要国における個人貯蓄の取扱いをわが国の状況と比較した場合最も特徴的なことは、これらの諸国においては商業銀行のように企業取引を中心とする金融機関とは別に、個人貯蓄を主要な資金源とする専門金融機関が存在し、また預金勘定面においても法人預金とは別に、個人の零細な預金を対象とする「貯蓄預金」等の口座が設けられていて、これらが金融機構のなかに定着していることである。さらに欧米主要国では、国債の一部が大衆に受け入れられやすい貯蓄国債の形で発行されており、これが個人にとって魅力ある金融資産となっている場合が多い。そこでまず、米国、英国、西ドイツ、フランスにおいて個人貯蓄の主要な運用対象となっている貯蓄預金や貯蓄国債などが、全体の金融機関の中でどのような位置を占めているかという点についてみてみよう。

(1) 米 国

米国の市中金融機関は、商業銀行(commercial banks)とその他の金融機関(non-bank financial institutions)に大別される。商業銀行は企業との取引を主体とする短期金融の比重の高い金融機関である。これに対し商業銀行以外の金融機関の多くは、零細な個人貯蓄を主要な資金源とする中長

期金融機関で、その中心は相互貯蓄銀行(mutual savings banks)、貯蓄貸付組合(savings and loan associations)、信用組合(credit unions)などである。1973年6月末現在でこれら主要な金融機関の預金残高(貯蓄貸付組合、信用組合の出資金を含む)の構成をみると、商業銀行が64%、貯蓄貸付組合が24%、相互貯蓄銀行が10%、信用組合が2%となっている。各金融機関預金のうち定期預金・貯蓄預金の占めるウエイトをみると、商業銀行が57%であるほかは、あと3機関はいずれも100%で、貯蓄専門金融機関としての特徴をよく示している(第1表参照)。ただ資金運用面では、相互貯蓄銀行は抵当貸付および国債等有価証券投資、貯蓄貸付組合は住宅抵当貸付、信用組合は組

(第1表)

米国的主要金融機関預金残高
(1973年6月末現在)

(単位：百万ドル)

	(注1) 総 預 金 残 高		(注1) 定 期 ・ 貯 蓄 残 高		$(\frac{B}{A})$
	(A)	構成比	(B)	構成比	
商 業 銀 行	606,700	64.4	346,310	50.7	57.1
相 互 貯 蓄 銀 行	95,614	10.1	95,614	14.0	100.0
貯 蓄 貸 付 組 合	222,183	23.6	222,183	32.6	100.0
信 用 組 合(注2)	18,319	1.9	18,319	2.7	100.0
合 計	942,816	100.0	682,426	100.0	72.4

(注1) 貯蓄貸付組合、信用組合については出資金を含む。

(注2) 1971年末。

資料: Federal Reserve Bulletin 等。

合員に対する消費者金融の比重がそれぞれ高い。

他方、これら市中金融機関が扱う預金には、当座預金(demand deposits)、定期預金(time deposits)、貯蓄預金(savings deposits)の3者がある。当座預金は要求払いの預金で付利が禁止されており、商業銀行のみが取り扱っている。一方、定期預金は満期日を有する利付き預金で、主として企業を対象としているが、個人がまったく排除されているわけではない。これに対し貯蓄預金は、個人、非営利法人のみを対象とする通帳形式の利付き預金で、制度上は引出しにあたって30日以上の事前通知を要求しうることになっているが、実際には取扱い金融機関が事前通知なしで引出しに応じており、実質的には要求払預金の性格が強い。定期預金・貯蓄預金は、商業銀行、相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合で取り扱われているが、商業銀行は企業との取引関係が強いため定期預金の比重が高く、これに対し相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合は個人貯蓄を主要な資金源としているため貯蓄預金の比重が高い。また貯蓄貸付組合は出資の形態でも個人貯蓄を吸収し、信用組合は全面的にこれに依存しているが、この出資は実質的には貯蓄預金と変わりがない。これら個人貯蓄を主に取り扱っている金融機関は、いずれも地域に密着した店舗配置を行っており、たとえば貯蓄貸付組合についてみると、約5,500に及ぶ多数の組合が各地に分散(営業活動が一定区域内に限定されている)し、大衆の零細な資金の吸収にあたっており、庶民金融機関としての特色を発揮している。

個人貯蓄を対象とした金融資産としては、このほか政府の発行する合衆国貯蓄債券(United States Savings Bonds)がある。これは1917年の第2次自由公債法に基づき、1935年にはじめて発行された貯蓄国債で、現在Series E(割引債)、Series H(利付債)の2種類がある。この貯蓄国債は市場性のない譲渡禁止記名証券であるが、2か

(第2表)

貯蓄国債(Series E, H)発行残高等の推移

(単位・億ドル)

	年度間 発行高	年度末 発行残高	(参考) 貯蓄国債 国債	
			うち 個人保有分	%
1965会計 年度	45	488	483	18.4
66〃	47	497	492	18.8
67〃	50	508	504	19.1
68〃	47	516	511	18.1
69〃	46	517	512	18.1
70〃	44	513	508	17.5
71〃	51	530	525	16.9
72〃	59	559	554	16.6
73〃	65	594	589	16.8

(注) 会計年度……毎年7月1日～翌年6月30日(例、73会計年度とは72年7月1日～73年6月30日をいう)。

資料: Treasury Bulletin.

月ないし6か月の据置期間経過後は期限前償還が認められている。貯蓄国債は商業銀行を除いては購入に制限がないが、実際には、①銀行の借入れ担保に使うことができないため、企業にとっての魅力が少ない、②商業銀行、郵便局等に販売窓口を設け個人消化を促進している、などの事情から、大部分が個人によって消化されている(第2表)。

(2) 英 国

ロンドン手形交換所加盟銀行に代表される英国の商業銀行は、当座勘定(current account)と7日通知の預金勘定(deposit account)を取り扱う典型的な短期の金融機関であり、これに対し個人貯蓄の主要な吸収機関となっているのは、国民貯蓄銀行(National Savings Bank)、信託貯蓄銀行(trustee savings banks)、住宅金融協会(building societies)など貯蓄専門金融機関である。最近における主要金融機関の預金残高(住宅金融協会の出資金を含む)シェアをみると、商業銀行が35%、国民貯蓄銀行、信託貯蓄銀行、住宅金融協会の貯蓄専門金融機関の合計が37%、その他海外銀行等が28%となっており、貯蓄専門金融機関がかなり大きい比重を持っている(第3表参照)。

(第3表)

英國の主要金融機関預金残高
(1973年6月末現在)

(単位・百万ポンド)

	総預金残高	
	構成比	%
商業銀行	19,792	35.1
国民貯蓄銀行	2,135	3.8
普通預金	(1,518)	(2.7)
投資預金	(543)	(1.0)
契約貯蓄	(74)	(0.1)
信託貯蓄銀行	3,386	6.0
普通部	(1,362)	(2.4)
特別投資部	(1,975)	(3.5)
契約貯蓄	(49)	(0.1)
住宅金融協会	15,528	27.5
引受商社	2,217	3.9
海外銀行・外国銀行	13,375	23.7
合計	56,433	100.0

(注) 住宅金融協会は出資金を含む。

資料: Financial Statistics.

このうち国民貯蓄銀行は、わが国の郵便局の貯金部門にあたるもので、約22,000に上る郵便局ネットを利用して、個人貯蓄を対象に、1回25ポンドまでの払出しには要求払いに応じる普通預金(ordinary account)のほか、払出しにあたり1か月の予告を要する投資預金(investment account)、一定期間積立て後ボーナスが支給される契約貯蓄(Save As You Earn)を取り扱っている。また、この国民貯蓄銀行の資金は各種社会保障関係基金、信託貯蓄銀行(普通部)の資金とともに国債管理委員会によって一元的に国債、地方債などに運用され、金利やボーナスはその運用益の中から支払われる。

信託貯蓄銀行は地場密着型の大衆貯蓄機関で、普通部と特別投資部とに分かれ、前者は国民貯蓄銀行と同様の業務を、後者は1か月の予告期間付き預金を受け入れ、それを国債、地方債などの有価証券に投資する業務を行っている。また住宅金融協会は約200年の古い歴史を持つ住宅専門金融

機関で、その資金吸収手段としては預金と出資があるが、預金は払出しにあたって1か月前の予告を要するものであり、また出資は事実上預金と変わらないが、預金のほうは組合解散の際、優先弁済権を持っている。

英国における個人貯蓄吸収手段としては、このほか貯蓄国債があり、これには国民貯蓄証券(National Savings Certificates)、割増貯蓄債券(Premium Savings Bonds)、英國貯蓄債券(British Savings Bonds)などがあって、最近の発行残高は総額46億ポンド(国債発行残高比30%)に上っている。これらは個人がいつでも購入できる債券で、市場性はないが、保有者は必要があれば国民貯蓄証券および割増貯蓄債券についてはいつでも、また英國貯蓄債券については1か月の予告で現金化できるしくみになっている。

(3) 西ドイツ

西ドイツでは商業銀行(Kreditbanken)のほか貯蓄銀行(Sparkassen)、信用組合(Kreditgenossenschaften)、建築貯蓄金庫(Bausparkassen)など各種の金融機関がある。西ドイツでは兼営銀行主義の方式がとられているため、これらの金融機関は、住宅金融専門機関である建築貯蓄金庫を除き、資金吸収面で制度上とくに差別されておらず、各金融機関とも要求払預金(Sichtelinlagen)、定期預金(befristete Einlagen)、貯蓄預金(Spar-einlagen)の取扱いを行っている。このうち定期預金は1か月以上の約定期間を付した預金のことであるが、これに対し、貯蓄預金は事前に期限を定めず解約告知によって払戻しを受けることできる預金であり、主として個人の資産蓄積に利用されている(注1)。

上記のように各金融機関の業務内容は形式的には大きな差がないが、実際には金融機関の業態によって大きく異なっている。すなわち、商業銀行は当座取引や証券業務を通じて大企業と密接な取

(第4表)

西ドイツの主要金融機関預金残高
(1973年6月末現在)

(単位・百万マルク)

	総預金残高		定期預金残高		貯蓄預金残高		(B/A)
	(A)	構成比		構成比	(B)	構成比	
商業銀行	149,426	24.5	69,368	36.9	46,645	14.6	31.2
振替中央機関	29,889	4.9	23,978	12.8	2,235	0.7	7.5
貯蓄銀行	209,505	34.3	19,320	10.3	148,431	46.5	70.8
信用組合中央金庫	5,420	0.9	2,817	1.5	269	0.1	5.0
信用組合	76,737	12.6	10,658	5.7	51,812	16.2	67.5
抵当銀行	40,306	6.6	40,008	21.3	29	0	0.1
割賦信用会社	2,735	0.4	1,574	0.9	504	0.2	18.4
特殊銀行	20,689	3.4	19,989	10.6	31	0	0.2
郵便局	20,230	3.3	90	0.0	14,238	4.4	70.4
建築貯蓄金庫	55,550	9.1	—	—	55,262	17.3	99.5
合計	610,487	100.0	187,802	100.0	319,456	100.0	52.3

(注) 総預金残高には、金融債を含む。

資料: Monatsberichte der Deutschen Bundesbank.

引関係にあるため、要求払預金や定期預金の比重が高い。これに対し貯蓄銀行、信用組合、郵便局などは、いずれも個人貯蓄専門の金融機関という性格が強く、貯蓄預金の比重がきわめて高い。また建築貯蓄金庫の預金はほとんど貯蓄預金である。これら金融機関の預金残高のシェアをみると、商業銀行が25%と比較的低く、これに対し貯蓄銀行が34%、信用組合が13%、建築貯蓄金庫が9%と、貯蓄金融機関のシェアがかなり高い

(注1) 1961年に制定された現行信用制度法の草案作成に際しては、貯蓄預金口座への預入は個人に限り認め、企業等の預金は定期預金として取り扱うべしとする議論が経済省等を中心に主張された。しかし、この主張は貯蓄銀行の反対などもあって実現せず、結局、新法は法人または人の会社(日本の合資会社、合名会社に相当)の預金も資本蓄積または投資に資する場合には貯蓄預金として受け入れられることとした(同法第21条)。ただし、同法は個人以外の場合には預入者に投資を目的とするものであるとの挙証義務を課し、法人預金の大幅流入をチェックしている。

ちなみに、1973年3月末における預入者別の貯蓄預金残高をみると個人が93%と圧倒的に多く、民間企業はわずか1%強を占めているにすぎない。

(注2) 最近の貯蓄預金・国債利回りは次のとおり。

貯蓄国債(7年もの) 9.21% (11月 中)
〃 (6年もの) 8.98 (〃)

(第4表参照)。これを店舗数でみても、商業銀行の5,800余に対して、貯蓄銀行は約16,600、信用組合の約18,900と著しく多く、西ドイツの金融機関の中で貯蓄金融機関がいかに重要な地位を占めているかをうかがわせる。ただ近年、商業銀行と貯蓄銀行との間に相互に激しい競争が展開されていることも事実であり、この結果、商業銀行における貯蓄預金のウェイトはしだいに上昇してきている(1968年6月末27%→73年6月末31%)。

一方、西ドイツの貯蓄国債は、近年になって発行されたものである。すなわち、政府は、1969年2月、個人貯蓄者層に有利な貯蓄手段を提供し、国民の財産形成を促進することをねらいとして、連邦貯蓄債券(Bundesschatzbrief)を発行した。同債券は、①金利が貯蓄預金等に比べ高いこと(注2)、②市場性はないが1年経過後ならば額面価格での売戻しが可能であり、保有期間の長短に応じ段階的に付利されること、③最低額面が100マルクと

	貯蓄預金残高 (百万マルク)	構成比(%)
個人	247,781	93.2
法人等	18,179	6.8
非営利法人	5,016	1.9
企業	3,752	1.4
公共団体	7,144	2.7
非居住者	2,267	0.8
合計	265,960	100.0

資料: Monatsberichte der Deutschen Bundesbank.

一般国債(10年以上) 9.16 (11月1日)
貯蓄預金(4年以上) 8.09 (8月 中)

少額であり、全金融機関の窓口で取り扱われるこ
と、など個人貯蓄者が購入しやすいよう配慮され
ており、制度発足以来急速な増加を示してい
る(注3)。

(4) フランス

フランスの金融機関は、登録銀行、貯蓄金庫、そ
の他の金融機関に大別することができる。このうち
登録銀行は銀行法に基づいて設立され、国家信用
理事会に登録することを義務づけられており、そ
のなかには商業銀行にあたる預金銀行(banques
de dépôts)のほか、中長期金融を主たる業務とす
る事業銀行(banques d'affaires)、中長期信用銀行
(banques de crédit à long et moyen terme)が
含まれている。フランスでは第2次世界大戦後、
2年末満の短期金融と2年以上の中長期金融とが
明確に区分され、前者については預金銀行が、後者
については事業銀行と中長期信用銀行が担当し
てきたが、1966年1月の金融制度改革によりこの
制限は廃止され、現在では各銀行とも短期から長
期までの預金受入れや信用供与ができるようにな
った。

もっともフランスでは、個人で銀行預金を利用
するのは中産階級以上といわれており、零細な個
人貯蓄は、一般に貯蓄金庫に向けられている。貯蓄
金庫には、国営の国民貯蓄金庫(Caisse Nationale
d'Epargne)と民営もしくは市町村営の普通貯蓄
金庫(caisses d'épargne ordinaires)とがあり、前
者は全国約17,600の郵便局を窓口とし、後者は約
4,000の店舗網を有して、それぞれ大衆に密着し
た営業活動を行っている。

このほか農業信用金庫、庶民銀行などの特殊金
融機関も預金の受入れを行っているが、いまこれ

(第5表)

フランスの主要金融機関預金残高
(1972年末現在)

(単位・億フラン)

	総預金残高		定期性預金 残高		(B) (A)
	(A)	構成比	(B)	構成比	
登録銀行	2,393	45.9	1,155	33.6	48.3
貯蓄金庫	1,532	29.4	1,532	44.5	100.0
農業信用金庫	1,053	20.2	644	18.7	61.2
庶民銀行	210	4.0	100	2.9	47.6
フランス貿易銀行・協同組合	23	0.5	9	0.3	39.1
合 計	5,211	100.0	3,440	100.0	66.0

(注) 定期性預金は、定期預金、通帳預金、住宅預金を含む。

資料: Conseil National du Crédit, vingt-septième rapport annuel, 1972.

らの主要金融機関について、預金残高のシェアを
みると、登録銀行が全体のほぼ半分を占めている
のに対し、貯蓄金庫は約3割のシェアを持ってお
り、とくに当座性預金を除いてみれば、貯蓄金庫
のシェアは登録銀行をかなり上回っている(第5
表参照)。

これらの金融機関の取り扱う預金には、小切
手勘定(comptes de chèques)、個人当座勘定
(comptes à vue)、通帳預金(comptes sur livrets)、
定期預金(comptes à terme)、住宅預金(comptes
d'épargne-logement)などがあるが、このうち当
座勘定、通帳預金、住宅預金は個人を対象とした
預金勘定である。後述のように、通帳預金の利子
については課税上の優遇措置がとられており、住
宅預金については利子のほか、財政負担による割
増金が支給されている。

このほか個人貯蓄の運用資産となっているもの
に、政府の発行する大蔵省証券がある。大蔵省証
券は、最低額面が500フランと比較的小さいうえ、

(注3) 連邦貯蓄債券発行残高

1970年末	575百万マルク
1971	1,554
1972	4,191

売出し窓口も郵便局、県・市金庫、国および地方公共団体、フランス銀行、市中金融機関と広範囲にわたるなど、個人投資家に対する配慮がなされている。また期間についても当初は2年ものまでであったが、1961年6月からは新しく3~5年が加えられた。金融機関保有の大蔵省証券は登録証券であるのに対し、個人投資家の分は現物証券で、市場で転売できるほか、フランス銀行が買取る制度がある。

2. 個人貯蓄金利の特徴

(1) 貯蓄預金金利の取扱い方

一般に個人預金は企業預金に比して零細ではあるがきわめて安定した資金であり、したがって金融機関はそれを住宅ローン、長期貸出、債券投資といった長期の資産運用に向けることができる(第6表参照)。また貯蓄国債は金融の繁閑にあまり影響されることなく安定的な消化が期待できるので、国債管理のうえからもその存在は望ましいものと考えられている。このような状況から、欧米諸国においては、個人貯蓄にとって典型的な運用対象となっている貯蓄預金や貯蓄国債に対して、法人預金や一般国債に比して金利面からもやや有利な扱いをしてきた。次にそれを具体的にみてみよう。

(第6表)

貯蓄金融機関の資産構成(1970年)
(総資産に占める比率・%)

資産運用 金融機関	住 宅 ローン	債 券	長 期		うち 地方公共 團体向け 貸出
			うち 國 債	貸 出	
米 国 (相互貯蓄銀行)	73	17	0	—	—
英 国 (信託貯蓄銀行)	—	65	65	31	31
西 ド イ ツ (貯 蓄 銀 行)	28	17	—	17	9
フ ラ ン ス (普通貯蓄金庫)	2	18	11	53	49

資料: Committee to Review National Savings Report(Page Report), 1973.

イ. 米国、西ドイツ、フランスの預金金利

連邦準備制度加盟銀行の預金金利については、連邦準備法に基づくレギュレーションQによって上限規制が行われており、また同制度非加盟銀行でも連邦預金保険制度に加盟している場合には、連邦預金保険法によって前記レギュレーションQと同様の規制が適用されている。いまレギュレーションQの推移をみると、貯蓄預金利と定期預金利は表面的にはほぼ同じような水準にその上限が定められてきたが(第7表参照)、前述のように貯蓄預金が事実上要求払いの預金であることを勘案すると、貯蓄預金は定期預金に比してかなり有利な取扱いを受けてきたということができる。

さらに相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合などの貯蓄専門金融機関については、1966年までは預金金利規制が行われていなかった。このため商業銀行側に不満が高まっていたこともあって、1966年の預金金利規制法の制定によって、これら貯蓄専門金融機関の預金金利についても上限規制が行われるようになった。しかしこの場合の上限金利は、レギュレーションQによるそれより0.25~0.5%高く定められるのが普通であり、したがってこれら専門金融機関の預金金利は、商業銀行に対して依然有利な水準を維持しているといえる。

また西ドイツにおいても、1967年4月に金利の全面自由化が行われるまでは、信用制度法に基づいて預金金利の最高限度が規制されていたが、その場合、貯蓄預金利の規制上限は定期預金よりもやや高めに定められ、その変更ひん度も他の預金金利に比して少なく、相対的に金利を安定的に維持するよう配慮されてきた。

さらに、フランスの貯蓄金庫の通帳預金は6か月もの銀行定期預金と同水準ないしはこれを若干上回る金利を付されているうえ、1,000 フランまでの引出しについては即時払いの扱いをうけ、し

(第7表)

レギュレーションQによる定期性預金金利最高限度の推移

(年利・%)

実施日	貯蓄預金		定期預金				1年以上
	1年未満	1年以上	90日未満	90日以上6ヶ月未満	6ヶ月以上1年未満		
1933.11.1 35.2.1				3.0 2.5			
36.1.1 57.1.1 62.1.1	2.5 3.0 3.5	4.0	1.0	2.0 2.5		2.5 3.0	4.0
63.7.17 64.11.24 65.12.6	4.0		4.0		4.0 4.5		5.5
66.7.20 66.9.26 68.4.19 70.1.21 70.6.24 73.5.16	4.5		4.0 5.0	5.0		5.5	5.5 6.0 6.25 規制停止 6.75 7.0 7.5 規制停止
73.7.1 73.11.1	5.0		5.0 5.5	6.0 5.5	6.5 6.0 規制停止 (注2) 7.25		1口10万ドル以上 規制停止

(注1) 複数満期定期預金は、預金者があらかじめ2以上の満期日(たとえば3月30日、6月30日、9月30日)を定めておき、預金者の選択により、そのいずれかの時点、またはその時点経過後はいつでも引出し可能な定期預金。預金者は書面で引出しを通知することを要し、通知がなければ満期日が順次次の時点まで自動的に移行する。

(注2) ただし、受入れ額が当該銀行定期預金および貯蓄預金合計額の5%を超える部分に対しては6.5%の金利上限が課される。

資料: Federal Reserve Bulletin.

かも年間平残が前年を上回った場合には奨励金として1%の金利が上乗せされるしくみとなっている(注4)。これらの点を勘案すると、この通帳預金金利は、実質的にかなり有利な水準と考えられる。

ロ. 英国の預金金利

英国の場合、1971年9月、金融調節方式の改革が行われるまで、商業銀行の通知預金金利は公定歩合の変更に連動する方式がとられていたのに対し、国民貯蓄銀行、信託貯蓄銀行の普通預金金利は長い間変更されることはなかった。そのため一般金利水準が低い場合には貯蓄機関の預金金利が商

業銀行の預金金利よりも有利になるが、金利水準が高い時期には逆になることも珍しいことではなかった。とくに1960年代後半以降は概して金利の高い期間が長かったため、貯蓄銀行金利の割安が目だつようになった。そこで新種預金の創設や普通預金の金利引上げによって、貯蓄銀行預金の魅力を高める配慮が払われてきた。たとえば、1969年には契約貯蓄が新設されたが、これは毎月一定額(1ポンド以上20ポンド以下)を5年間積み立てた場合、積立完了時には利子に代えて1年間の積立額相当のボーナスが支給され、さらに積立額を

(注4) 同制度は1969年1月から実施。奨励金利率は当初0.5%であったが、その後1970年7月0.75%、1973年1月1.0%に引き上げられた。

2年間据え置くと再び1年間の積立相当額のボーナスが支給されるというものである。これらのボーナスを年利換算すると5年積立て後2年据置きの場合7.4%となり、しかもボーナスは非課税であるので、これを商業銀行の預金金利(税込み)のベースに換算すると10%以上となる。したがって、この預金は実質的にかなり有利であるといえる。なお、このような契約貯蓄の取扱いは住宅金融協会にも認められており、その内容もほぼ同様である。

ハ. 貯蓄国債の金利

各国における貯蓄国債の金利も個人にとって有利に定められている場合が多い。たとえば米国の貯蓄国債は、近年期間短縮・利回り引上げなどにより小口投資家にとって魅力ある投資物件になるよう配慮されており、一般的な長期国債よりもやや有利である(注5)。また、英国の貯蓄債券は利率が市場金利と乖離しないよう随時変更されているほか、満期(5年)まで保有した場合、額面の3%相当のボーナスが支給されることになっているものが多い。英国の割増貯蓄債券(注6)はやや異色の貯蓄国債で、確定金利を付さないかわりに、利子相当額を抽選により賞金として支払うという方式のものである。つまり、それは安全な貯蓄形態にいわば宝くじ的要素を加味したもので、国民の間にかなりの人気を集めている。さらに西ドイツの貯蓄国債の金利も、かなり有利に定められていることは前述のとおりである。

このように貯蓄国債は金利が比較的高く決めら

れているが、さらに注目すべき点は、期限前償還を認めることによって、保有者が資本損失の危険を負担することなく、換金の道を講じていることである。これは、貯蓄預金が事実上要求払預金の取扱いをうけていることに照応するものである。貯蓄国債や貯蓄預金の利用者は、概して不時の出費の際にも自分の貯蓄以外に資金調達の手段を持ち合わせない階層であることを考えると、換金の方法が容易であることは、利用者にとって魅力ある条件のひとつといえよう。

(2) 金利自由化後の変化

以上みてきたように、個人の貯蓄預金は従来、法人預金を主体とする銀行定期預金等に比し金利面で比較的有利な取扱いをうけてきた。しかし近年における欧州諸国の金利自由化進展と金利水準上昇の結果、資本市場やユーロ・ドラー市場と競合する大口定期預金の金利が大幅に上昇し、貯蓄預金金利の有利性が失われる傾向が出てきたことは、注目を要するところである。

この間の経緯を簡単に振り返ってみると、欧米諸国では第2次大戦後、1930年代の苦い経験にからみ、金融機関の過当競争を防止し、預金者を保護するため、預金金利や貸出金利について市中協定や政策当局の規制が行われるのが一般的傾向となっていた。しかし1960年代後半になると、①金利規制の対象とならないユーロ・ドラー取引が拡大した結果、金利規制に無理が出てきたこと、②金利規制対象金融機関のシェアが後退し、金利規制に対する不満が表面化したこと、③金融機関

(注5) 米国の国債利回り(72年中平均)

貯蓄国債 Series E (期間5年10ヶ月)	利回り	年 5.5 %
貯蓄国債 Series H (期間10年)	利回り	{ 最初の5年 // 5.5 5年以上 // 6.0
一般国債 (期間10年以上)	平均利回り	// 5.63

(注6) 割増貯蓄債券の概要是次のとおり。

1口1ポンド。金利に相当する賞金の抽選は毎月初(年12回)および毎週土曜日に行われる。賞金総額は年利換算4.75%。毎月1回行われる抽選の賞金は1等5万ポンド、以下25ポンドまで8種類。週1回行われる抽選の賞金は1等2万5千ポンド、以下25ポンドまで7種類。

についても競争原理導入の要請が高まつたこと、などから、フランス、西ドイツ、英国、カナダなどにおいて、これら預貸金金利に対する規制がしだいに緩和ないし廃止されるようになった。これら金利の自由化は、たしかに従来過保護になれていた金融機関を競争原理に目ざめさせることとなつたが、反面、自由化の進展に伴い大口預金の金利は短期金融市場や資本市場の金利と密接な関係を持つようになり、とくに1969年以降、世界的なインフレーションの進行や金融機関業務に対する規制緩和に伴う預金獲得競争の激化などを反映して、全般的に預金金利の上昇が目だつようになった。たとえば、西ドイツでは1967年4月の預貸金金利の全面自由化後も、貯蓄預金金利はその性格上比較的安定した動きを続けてきたのに対し、定期預金金利は1969～70年の金融引締め期に急速に上昇し、貯蓄預金金利を上回るに至った。その後

(第8表)

西ドイツにおける自由化後の預金金利

(年利・%)

	定期預金 (1百万マルク以下3か月もの平均)	貯 蓄 預 金	
		告知期間3か月もの、平均	告知期間12か月もの、平均
年 月			
1968. 11	3.08	3.50	4.52
69. 5	3.24	3.50	4.52
11	4.88	4.00	5.00
70. 5	7.93	5.00	6.47
11	7.49	5.00	6.48
71. 5	5.59	4.53	5.90
11	6.05	4.52	5.90
72. 5	4.55	4.02	5.42
11	6.26	4.01	5.42
73. 2	6.74	4.51	5.95
5	8.34	4.52	5.96
8	10.67	5.51	7.00

資料：Monatsberichte der Deutschen Bundesbank.

一時、金融緩和政策によって金利は低下したが、本年に入って1969～70年を上回る高金利の状況を示したため、この傾向はいっそう顕著にみられるようになった(第8表)。

また米国においても1968年ごろから、定期預金のうち長期・大口のものについては規制金利の上限引上げないし規制停止措置があいついで実施され、とくに今年7月にはレギュレーションQが全面的に改正されて10万ドル以上の大口CDおよび期間4年以上、金額1,000ドル以上の預金の金利最高限度の撤廃が行われた(注7)。この結果、高金利のもので、長期・大口の預金金利と短期ないしは小口の預金金利との格差が広がり、こうした状況から貯蓄預金金利も大口定期預金金利には及ばなくなつたというのが実情である。もっとも、短期・小口の預金に限ってみると、貯蓄預金の実質的な有利性は現在でも保たれているが、最近のような高金利が続く状況の下では、こうした貯蓄預金金利の有利性も若干低下していることは否めない。

3. 財政面からの優遇措置

一方欧州諸国においては、以前から個人貯蓄に對し財政上の優遇措置が講じられてきた。とくに国民福祉の向上が重視されつつある状況の中で、物価上昇が続いているという背景もあり、このような措置は近年一段と強化される方向にある。この財政上の優遇措置は、わが国の少額貯蓄非課税制度のような税制による措置と、西ドイツの財産形成制度やフランスの住宅預金制度にみられるような財政資金による付加金等の直接支給措置とに大別される。以下それぞれの内容についてやや詳

(注7) 米国では7月のレギュレーションQ改正後商業銀行が高利の新種預金を開設する動きが目だつた。たとえば、First Pennsylvania銀行は、期間4年、1,000ドル以上で、金利が年7.5%の固定金利に消費者物価上昇率の4分の1を上乗せ(ただし10%で頭打ち)する物価スライド付きCDを発行した。しかし、こうした新種預金の登場により貯蓄金融機関からの資金流出が目だつようになつたため、連邦準備制度は11月1日から「金額10万ドル未満で1,000ドル以上、期間4年以上の定期預金」に対し、再び金利の上限(7.25%)を設定した。

しくみてみるととしよう。

(1) 税制上の優遇措置

個人貯蓄の利子所得について税制上優遇する措置は、多くの国で実施されている。その方式はまちまちであるが、預入限度や優遇適用限度のようないくつかの制限が設けられている場合が多い。

まず英国では、国民貯蓄銀行、信託貯蓄銀行、住宅金融協会の預貯金利子に対し税制上の優遇が行われており、とくに最近、政府は物価上昇に対処して貯蓄奨励を図るという意図もあって、こうした優遇措置を強化しつつある。すなわち、国民貯蓄銀行、信託貯蓄銀行の普通預金は、1人1万ポンドの預入限度が設けられているが、利子は40ポンドまで非課税である。この非課税限度は、従来21ポンドまでであったが、本年から40ポンドに引き上げられたもので、同時に支払われた金利の引き上げ措置とあいまって個人にとってかなり魅力のある条件となっている(第9表)。また1969年に新設された契約貯蓄制度のもとでは、前述のように積立額と積立期間に応じてボーナスが支給されるが、このボーナスも非課税である。さらに住宅

金融協会の出資や預金は、預金者に代わって協会が所得税を一括して納付し、預金者は税引後の利子を受け取る形をとっているが、最近政府は住宅貯蓄優遇の見地からその税率引下げを行い、この結果、利回りがあいついで引き上げられた。また、貯蓄国債の利子も非課税扱いであるが、その種類ごとに保有限度が設けられている。

フランスの貯蓄金庫の預金は、個人のみが開設可能な通帳預金が大半を占めている。これはわが国の普通預金にあたるが、A通帳とB通帳があり、A通帳の預金は1人当たりの預入限度が22,500フランに抑えられている(夫婦の場合は合計45,000フランまで)反面、利子は非課税扱いとなっている。A通帳の預入限度を超える額はB通帳に預入され、この利子については一般の銀行預金利子と同様、分離課税または総合課税のいずれかを預入者自身に選択させる扱いである(分離課税の税率は25%)。また、後述のように住宅預金制度に基づく積立金の利子や割増金も非課税扱いとなっている。

一方、西ドイツでは、後述の住宅建設割増金

(第9表)

英國貯蓄機関の預貯金の概要

	國民貯蓄銀行			住宅金融協会			
	普通預金	投資預金	契約貯蓄	出資		契約貯蓄	預金
				普通出資	積立出資		
預入限度	1人1万ポンドまで	1人1万ポンドまで	毎月1ポンド以上20ポンドまで	1人1万ポンドまで	毎月1ポンド以上30ポンドまで	毎月1口50ペソス40口まで	1人1万ポンドまで
払戻し	1回25ポンドまでは要求払	1か月前に予告		要求払は1回100~250ポンド程度に制限			1か月前に予告
金利	4%	8%	(ボーナスを) 年利換算 5年 7% 7年 7.4%	6.75%	7%	(ボーナスを) 年利換算 5年 7% 7年 7.4%	6.5%
税制面での優遇措置	預金利息1人年間40ポンドまで非課税	なし ネットの受取り利子5.6%	ボーナス非課税			ボーナス非課税	

(注) 信託貯蓄銀行は国民貯蓄銀行と類似の業務を行っている。

法、貯蓄割増金法、労働者財産形成法等による割増金、付加金等が非課税であるほか、財産形成給付を行う中小企業者等に対し税額控除措置を実施している。

なお、米国においては貯蓄を税制面で優遇するという考え方方が薄く、貯蓄国債の一部が非課税扱いであるほかは税制上の優遇措置はとられていない。

(2) 西ドイツの貯蓄優遇制度

こうした税制上の優遇措置とは別に、西ドイツでは1950年代にすでに住宅建設割増金法(Wohnbauprämiengesetz)、貯蓄割増金法(Sparprämien-

gesetz)が制定され、60年代に入って労働者財産形成法(Vermögensbildungsgesetz)が制定されるなど、零細な個人貯蓄を優遇するための立法措置があいついでとられ、財政資金の直接給付による個人貯蓄の優遇が急速に進められている。前述のように、金利自由化後貯蓄預金の金利は大口定期預金等に比べ必ずしも有利とはいえないが、反面、こうした一連の財政面からの優遇措置によって、個人の少額貯蓄は政策的に優遇強化される方向にあるといえよう。

これらは、いずれも財政資金によるプレミアム給付を骨子としたものであり、このうち最も早く

(第10表)

西ドイツの貯蓄優遇制度の概要

	対象貯蓄	優遇措置
住宅による建設割増金制度	住宅貸付金取得を目的とする建築貯蓄金庫への貯蓄、建築住宅信用組合への出資金、貯蓄銀行等の中金融機関、住宅供給公社等との住宅建築契約に基づく貯蓄などで一定期間据え置かれたもの。	通常の利子のほかに非課税の割増金を支給。割増金は連邦政府と州政府が50%ずつ負担。 (1) 基本割増金……扶養家族数に応じ貯蓄額の25~35%の割増金を支給。最高限度は400マルク。 (2) 付加割増金……一定の年収以下の人に対しては基本割増金の30%相当額の付加割増金を追加支給。
貯蓄による割増金制度	(1) 一般貯蓄契約に基づく貯蓄で、初回の預入額を6年間据え置いたもの。 (2) 定額積立貯蓄契約に基づく貯蓄で、一定額を少なくとも四半期ごとに6年継続して積み立てたのち、1年間据え置いたもの。	通常の利子のほかに非課税の割増金を支給。割増金は連邦政府が全額負担。 (1) 基本割増金……扶養家族数に応じ払込み貯蓄額の20~30%の割増金を支給。最高限度は家族構成により480マルクまで。 (2) 付加割増金……一定の年収以下の人の貯蓄に対しては、基本割増金のほかに付加割増金(基本割増金の40%相当額)を支給。
労働による財産形成法	(1) 貯蓄割増金法による貯蓄。 (2) 住宅建設割増金法による貯蓄。 (3) 自己所有住宅の建築、取得または債務償還にあてるための貯蓄。 (4) 従業員株式の取得資金(5年間転売不可)。 (5) 社内預金(5年間据置き)。 (6) 一定の要件に該当する生命保険契約による保険料支出。 なお、本法により優遇をうけることができる者は、単身者の場合は年間課税所得が24,000マルク以下、夫婦者は48,000マルク以下の者。	(1) 財産形成給付(雇用主が支給、限度額年間624マルク)に対し、家族構成により30~40%相当額の労働者貯蓄付加金を支給。 付加金は連邦政府、州政府、市町村が分担して負担し、非課税。 (2) 第1次、第2次の財産形成法では、一定限度額まで所得税等を免税するという形がとられたが、この方法は低所得者とくに免税点以下の人には恩恵が及ばないという批判が強まったため、第3次法では、免税措置に代えて非課税の貯蓄付加金を支給する方式に改められた。

発足したのは住宅建築貯蓄の推進による国民の生活基盤安定をねらいとした1952年の「住宅建設割増金法」であった。その後、住宅建築貯蓄以外にも長期貯蓄を促進する必要があるとの観点から1959年「貯蓄割増金法」が制定された。この2法は今日に至るまでほとんど原型のまま適用され、国民の貯蓄意欲の高揚にかなりの成果をあげてきた。

両割増金法による優遇の骨子は第10表のとおり、一定の条件を備えた貯蓄が一定期間据え置かれた場合、通常の預金利子のほかに非課税の割増金が国または地方政府から支給されるというものであり、割増金の額は扶養家族数に応じて調整されるほか、低所得者に対してはさらに追加的に割増金が支給されるしくみになっている。

さらに両割増金法に統いて1961年、貯蓄余力の乏しい勤労者層の財産形成を援助することをねらいとして「勤労者財産形成法」が制定された。同法はその後2度にわたり大幅に改正され、1970年に制定された第3次法は、現在西ドイツの貯蓄優遇制度の主柱となっている。同法は年収24千マルク(夫婦48千マルク)以下のすべての勤労者を対象としており、優遇制度のメカニズムは、雇用主が勤労者に対し賃金とは別に財産形成のための給付(年間624マルクが限度)を行い、これが法に定められた貯蓄に振り向けられ一定期間据え置かれた場合、この財産形成給付額の30~40%相当の付加金が財政資金から支給されるというものである(第10表)。

同法による財産形成給付は、貯蓄割増金法あるいは住宅建設割増金法による優遇を同時に受けることができるので、その場合には、勤労者財産形成法による勤労者付加金を受けるだけでなく、両割増金法のいずれかによる割増金が同時に支給されることとなる。たとえば、低所得の標準世帯者が財産形成法による限度(624マルク)いっぱいの給付を、貯蓄割増金法による定額積立契約に基づ

(第11表)

西ドイツの貯蓄優遇に伴う

連邦および州の財政負担

(単位・百万マルク)

	1965年	1970年	1972年
貯蓄割増金	440	1,170	550
住宅建設割増金	810	1,620	2,400
勤労者への付加金支給	130	590	2,190
その他課税上の優遇	670	920	930
合計	2,050	4,300	6,070
G N Pに対する比率(%)	0.5	0.6	0.8

(注) 西ドイツ労働社会省資料による。

く貯蓄に振り向けた場合、7年目には元本のほぼ倍に相当する財産形成が可能になるとされている。

このように西ドイツにおいては、財政面からの個人貯蓄優遇策が免税措置よりも割増金・付加金の支給という形をとっている。これは免税措置による場合は、本来最も保護を要する低所得層に恩典が及ばないという不満があったため、免税点以下の所得層にも直接メリットが及ぶような優遇措置が必要であったからである。

もっとも西ドイツにおいては、このように財政面からの優遇措置が手厚いため、財政負担の増加も避けられず、連邦政府および地方公共団体の財政負担は1972年で60億マルクを超えるといわれており、G N Pに対する比率も0.8%に高まっている(第11表参照)。

(3) フランスの住宅預金制度

1965年に創設されたフランスの住宅預金制度も、西ドイツのプレミアム支給制度と類似の性格をもつものである。この住宅預金制度には普通住宅預金(comptes d'épargne-logement)と積立期間が4年以上の住宅積立預金(plans d'épargne-logement)の2種類があり、いずれも創設以来順調な伸びを示している。

普通住宅預金は1965年に国民の持家促進を目的として創設されたもので、最低預入額は500フラン

ン、1人当りの預入限度は6万フラン(夫婦の場合合計12万フラン)となっている。預金者は預入期間が18か月以上に及び、かつ受取り利息が300フラン以上に達した場合、住宅(生活の本拠となるものに限る)の新築・購入資金の借り入れ資格を取得する。借り入れ資格のある預金者に対しては、借り入れ実行に際し、通常の預金金利(現在2.5%)のほかに、これと同率の貯蓄割増金が財政負担によって支給される(限度1人当り4,000フラン)。住宅預金の利子と割増金はいずれも非課税扱いとなっているため、実質金利はかなり高いものとなる。

住宅積立預金は1969年に創設された制度で、初回の最低預入額は500フランであり、定期的に積立てを行う。積立てのサイクルは、毎月、3か月ごと、6か月ごとの3種類があるが、いずれの場合も年間の最低積立所要額は1,200フランとなっている。また1人当りの預入限度は普通住宅預金の場合と同様6万フラン(夫婦の場合12万フラン)で、積立期間4年以上の預金者に対しては新築・購入資金の借り入れ資格が与えられ、借り入れ実行の有無にかかわらず、預金金利(非課税、現在3.5%)のほかに、これと同率の貯蓄割増金(限度1人当り5,300フラン、非課税)が支給される。なお、預金の払戻しは積立期間中でも自由であり、その場合は実際の預入期間に対応した金利が付されることとなっている(積立期間2年未満の場合2.5%、2~4年3.5%、ただし割増金は支給されない)。

4. 最近における個人貯蓄環境の変化

以上、欧米主要国における個人貯蓄の現状について概観してきたが、これまで個人貯蓄は各国とも順調な発展を遂げてきたということができる。しかし近年、個人貯蓄を取り巻く環境は、これらの国においても大きく変化しつつある。

その第1は、金融機関の業務面における変化である。欧米諸国の金融構造は、それぞれ独自の歴

史的背景を持ちながら、生成発展してきたものであって、画一的に論することはできないが、各国を通じていえることは、貯蓄金融機関は個人貯蓄を吸収しながら、それを住宅金融や債券投資に運用するという形で商業銀行と異なる分野で活動を続けてきた。ところが近年各国において、金融機関業務の多様化ないしは相互乗り入れの動きが目だつようになった。このことは、金融機関の与信、受信両面における競争をいっそう促進するとともに、国によって事情に差があるにせよ貯蓄金融機関の独自の性格をある程度希薄にするという側面も持っている。

第2は、金利の高騰に伴う金利体系の変化である。すでに述べたとおり、1960年代後半以降、金利自由化が進展したが、そうしたなかで昨年来金利が高騰し、資本市場と競合する大口定期預金の金利が大幅な上昇を示した。この結果、従来の個人貯蓄金利の優位性が崩れはじめたことは否めない。

第3は、世界的にインフレ圧力が強まっていることである。欧米主要国ではすでに1960年代からインフレ圧力の増大が認識されていたが、とくに最近のインフレーションは、朝鮮戦争当時の大幅な物価上昇以来経験しなかったものである。インフレーションの進行は金融資産の減価をもたらすだけに個人貯蓄を促すうえで不利な環境であることはいうまでもなく、各国ともこれをきわめて重大な問題として受け止めている。

以上のように、欧米諸国における個人貯蓄を取り巻く環境は大きく変化しつつあるが、こうした状況のなかで、個人貯蓄の諸制度の面でもこれに対応した新しい動きが生じつつある。本稿で述べた西ドイツのプレミアム給付による個人貯蓄優遇制度やフランスの住宅預金制度、英国の個人対象の新種預金などはその具体的な表われといえよう。とくに西ドイツやフランスでは、個人貯蓄に

に対する財政面からの支援をこのところ一段と強化する動きが目だっている。西ドイツの考え方によれば、貯蓄に対するプレミアムは一般の財政支出と異なり、貯蓄増加の呼び水となる効果を通じて究極的には物価の安定に寄与するものであることが強調されている。また、英国においても本年6月、国民貯蓄審議会(Committee to Review National Savings、通称 Page 委員会)が政府に対す

る国民貯蓄制度改革に関する答申のなかで、少額貯蓄者をインフレから守ることが必要であると強調している。これらは、新しい金融環境とインフレーションの進展のなかで、各国が国民福祉の向上を貯蓄制度の面から裏づけるとともに、インフレに対して抵抗力の弱い個人貯蓄を保護する姿勢を貫こうとしていることを物語るものといえよう。